

平成22年7月8日判決言渡 同日判決原本受領 裁判所書記官 畦田さやか

平成21年(ワ)第55号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成22年6月10日

判 決

[Redacted]

原 告

[Redacted]

同代表者代表取締役

[Redacted]

同訴訟代理人弁護士

板 根 富 規

同

青 木 貴 央

同

森 友 隆 成

東京都中央区日本橋室町1丁目8番6号 室町一丁目ビル9階 株式会社SFCG 破産管財人室

被 告

破産者株式会社SFCG破産管財人

瀬 戸 英 雄

同訴訟代理人弁護士

渡 邊 賢 作

同訴訟復代理人弁護士

佐 久 間 幸 司

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金1万9918円及び内金1万9880円に対する平成21年1月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文と同旨

第2 事案の概要

本件は、貸金業者として登録を受けていた破産者株式会社SFCG（以下「破産者」という。）との間で継続的に金銭消費貸借取引を行い、金銭の借入れ、弁済を繰り返してきた原告が、被告に対し、主位的に、弁済した金額のうち利息制限法所定の制限利率（以下「制限利率」という。）を超える部分を順

次元本に充当して計算すると過払いが生じているとして、また、予備的に、貸付けの際に破産者が天引きした公正証書作成費用をみなし利息として計算すると少なくとも上記金額を超える過払金が発生しているとして、不当利得返還請求権に基づき過払金元金及び民法所定の利率による利息の支払を請求した事案である。

## 1 前提事実（争いのない事実又は証拠等により容易に認定できる事実）

- (1) 破産者は、貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号により法律の題名が貸金業法と改められた。以下「貸金業法」という。）3条所定の貸金業の登録を受けていた。
- (2) 原告は、破産者との間の金銭消費貸借契約に基づき、平成14年1月22日以降、継続的に金銭の借入れと弁済を繰り返した（以下「本件金銭消費貸借取引」という。）。その取引経過は、別紙第1の計算書記載の「年月日」欄、「借入金」欄及び「返済金」欄記載のとおりである。
- (3) 破産者は、本件金銭消費貸借取引において、同取引が制限利率を超える利息を取得できる約定であることを知りながら、原告から制限利率を超えた利息を受領していた。
- (4) 破産者は、平成18年4月15日に原告に200万円を貸し付けた際、貸付金から公正証書作成費用を差し引いて、原告に貸し渡した。
- (5) 破産者は、平成21年4月21日、破産手続開始決定を受け、被告が破産管財人に選任された。

## 2 争点及び当事者の主張

### (1) 過払金の充当関係等

#### (原告)

ア 原告は、第1取引の完済時である平成14年6月6日以降、第2取引が開始された平成18年4月15日までの間、破産者から十数回にわたり電話あるいはダイレクトメール等による勧誘を受けていた。第2取引開始時の借入れは、破産者からのファックスによる勧誘によるものである。

イ 破産者は、第2取引開始に当たり、従前の管理記録に基づいて原告が優良な顧客であるとして勧誘を行って取引が開始されたから、当事者間にお

いて、発生した過払金の充当合意が認められる。

(被告)

ア 本件金銭消費貸借取引において、基本契約の異なる2つの取引が存在する。第1取引は、平成14年1月22日の貸付金100万円とその返済であり、第2取引は、平成18年4月15日及び平成19年3月12日の各貸付金200万円とそれらの各返済である。よって、これらを一連のものとして過払金の発生を主張することはできない。

イ また、本件金銭消費貸借取引では、次の事情があるから、第1取引において発生した過払金を第2取引にかかる借入金債務に充当することはできない。

(ア) 第1取引の期間は、約5か月弱である。

(イ) 第1取引の最終弁済から第2取引開始までの期間は、3年10か月を超えている。

(ウ) 第1取引の最終弁済から第2取引開始までの間に原告と破産者との接触がない。

(エ) 顧客コードは、第1取引が「443834」及び第2取引が「568197」であり、それぞれ異なっている。

ウ 相殺

第1取引において、被告に3万5131円の過払金返還債務が発生し、第2取引において4万2941円の貸金債権が発生する。被告は、平成22年5月13日の第2回口頭弁論期日において、第2取引の貸金請求債権を自動債権、第1取引の過払金返還請求債権を受働債権として対当額で相殺する旨の意思表示をした。

(2) 契約締結時の公正証書作成費用がみなし利息か否か。

(原告)

破産者は、平成18年4月15日の貸付けに際し、一方的に公正証書作成費用を天引した。破産者から交付された書類の中に事務委託申込書(写)兼委託手数料領収書があったが、原告代表者は、言われるままに記名・押印したものである。公正証書作成の費用については、原告はまったく知らされて

いなかった。なお、破産者は、公正証書作成用の白紙委任状を原告から取得し、これを公正証書作成手続に関与する株式会社リーガル・サービス社に交付していたものであり、明らかに貸金業法に違反する。

また、破産者との手続では、いわゆる「ワンライティング方式」が採用され、複写式になっており、どのような書類に署名、押印したのか債務者側では解りづらい方式になっていた。

よって、同公正証書作成費用はみなし利息であるから、仮に、第1取引と第2取引が別個の取引であるとしても、別紙第2及び同第3記載のとおり、第1取引の過払金返還債権3万5131円と第2取引の貸付金残債権2456円が発生する。したがって、両債権を対当額で相殺した結果、3万2675円の過払金返還請求権が存在し、本件原告の請求は、その範囲内である。

(被告)

本件公正証書作成の依頼に関する事務委託申込書(写)兼委託手数料領収書の「本事務委託サービスのご利用のご案内」の部分には、「本事務委託サービス利用は、お客様の任意のご判断でお申込みいただくものです。本書面の内容について、ご了承いただきましたら記名捺印のうえ、お申込み下さい。」と記載され、さらに、「委任に関する同意」の部分には、「内容を確認いたしましたので、(略)事務を委託いたします。」旨記載されている。

よって、原告代表者が上記書面へ署名捺印した時点では、上記内容を理解した上で署名押印しているのが通常であるから、本件の公正証書作成費用は、原告が任意に公正証書作成を委任する費用であり、みなし利息とは評価されない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点(1)(過払金の充当関係等)について

証拠(甲1ないし3)及び弁論の全趣旨によれば、第1取引及び第2取引において、それぞれ基本契約が締結された事実を認めることができる。

原告は、第1取引完済以降、第2取引開始までの間に破産者から十数回にわたり電話等により勧誘を受けていたことや、第2取引開始に当たって、破産者は第1取引の原告の管理記録に基づいて取引を開始したから過払金の充当合意

が認められる旨主張するが、全証拠によるもその事実を認めるに足りない。本件において、第1取引完済後第2取引開始までに約3年10か月の期間が存在することなどを総合すれば、当事者間に過払金の充当合意があったとするような特段の事情を認めることができない。したがって、第1取引において発生した過払金は、第2取引にかかる借入金債務に充当されないものと解するのが相当である。

2 争点(2) (契約締結時の公正証書作成費用がみなし利息か否か。) について

被告は、契約締結の際に原告が作成した「事務委託申込書(写)兼委託手数料領収書」の書面中に、その事務委託サービスの利用がお客様の任意の判断で申込みされるものであることや、その書面の内容に同意して手続をする旨の記載があることなどから、原告は本件の公正証書作成に同意していたものである旨上記のとおり主張し、契約締結の費用として原告が同意している旨主張しているものと解される。しかしながら、上記公正証書作成委任について原告が同意していたとの被告の主張については、単に、書面中に上記のような文言が記載されていることから原告の同意があったと判断するのは無理があるというべきである。さらに、利息制限法3条ただし書きにいう「契約締結費用」とは、契約締結に当たり通常必要とされ、それを債務者の負担とするのが合理的と考えられる費用をいうものと解すべきところ、上記の本件公正証書作成費用は債権者の営業上の経費というべきであり、専ら債権者のために必要とされるものである。したがって、上記公正証書作成費用を契約締結の費用と認めることはできず、かかる費用は、みなし利息と解するべきである。

3 以上により、上記公正証書作成費用をみなし利息として計算すれば、上記原告主張のとおり、第2取引の貸付金残債権は2456円になる。よって、同債権と第1取引の過払金返還債権3万5131円を対当額で相殺した結果、過払金3万2675円が存在し、原告の本件請求は、その範囲内である。

4 よって、原告の請求は理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。

呉簡易裁判所

裁判官 三 瀬 英 祐

(別紙第1)

債務者		債権者		任意利率↓		入力方式	年月日					過払利率	5%	
元本残高		-19,880				借入合計	5,000,000					過払利息	-38	
年	月	日	借入金	返済金	日数	利率	返済合計	5,434,487					合計	-19,918
							発生利息	残元金	未払利息	元本充当	利息充当	過払利息	未払過払利息	
2002	1	22	1,000,000		0			1,000,000						
2002	3	6		284,400	43	15.000	17,671	733,271	0	266,729	17,671	0	0	
2002	4	8		268,600	33	15.000	9,944	474,615	0	258,656	9,944	0	0	
2002	5	8		262,000	30	15.000	5,851	218,466	0	256,149	5,851	0	0	
2002	6	6		256,200	29	15.000	2,603	-35,131	0	253,597	2,603	0	0	
2006	4	15	2,000,000		1409	0.000	0	1,958,089	0	0	0	-6,780	0	
2006	4	15		76,931	0	15.000	0	1,881,158	0	76,931	0	0	0	
2006	6	5		239,945	51	15.000	39,427	1,680,640	0	200,518	39,427	0	0	
2006	7	5		236,690	30	15.000	20,720	1,464,670	0	215,970	20,720	0	0	
2006	8	7		232,104	33	15.000	19,863	1,252,429	0	212,241	19,863	0	0	
2006	9	5		226,630	29	15.000	14,926	1,040,725	0	210,101	12,830	0	0	
2006	10	5		222,931	30	15.000	12,830	830,624	0	211,704	14,926	0	0	
2006	11	6		217,753	32	15.000	10,923	623,794	0	206,830	10,923	0	0	
2006	12	5		213,758	29	15.000	7,434	417,470	0	206,324	7,434	0	0	
2007	1	5		209,172	31	15.000	5,318	213,616	0	203,854	5,318	0	0	
2007	2	5		204,142	31	15.000	2,721	12,195	0	201,421	2,721	0	0	
2007	3	5		200,000	28	15.000	140	-187,665	0	199,860	140	0	0	
2007	3	12	2,000,000		7	0.000	0	1,812,156	0	0	0	-179	0	
2007	3	12		81,369	0	15.000	0	1,730,787	0	81,369	0	0	0	
2007	5	7		111,000	56	15.000	39,831	1,659,618	0	71,169	39,831	0	0	
2007	6	5		108,100	29	15.000	19,779	1,571,297	0	88,321	19,779	0	0	
2007	7	5		108,000	30	15.000	19,372	1,482,669	0	88,628	19,372	0	0	
2007	8	6		106,414	32	15.000	19,498	1,395,753	0	86,916	19,498	0	0	
2007	9	5		104,000	30	15.000	17,207	1,308,960	0	86,793	17,207	0	0	
2007	10	5		103,356	30	15.000	16,137	1,221,741	0	87,219	16,137	0	0	
2007	11	5		100,693	31	15.000	15,564	1,136,612	0	85,129	15,564	0	0	
2007	12	5		100,300	30	15.000	14,013	1,050,325	0	86,287	14,013	0	0	
2008	1	7		98,770	33	15.000	14,205	965,760	0	84,565	14,205	0	0	
2008	2	5		95,268	29	15.000	11,478	881,970	0	83,790	11,478	0	0	
2008	3	5		95,712	29	15.000	10,482	796,740	0	85,230	10,482	0	0	
2008	4	7		93,300	33	15.000	10,775	714,215	0	82,525	10,775	0	0	
2008	5	7		92,655	30	15.000	8,781	630,341	0	83,874	8,781	0	0	
2008	6	5		90,400	29	15.000	7,491	547,432	0	82,909	7,491	0	0	
2008	7	7		89,597	32	15.000	7,179	465,014	0	82,418	7,179	0	0	
2008	8	5		88,068	29	15.000	5,526	382,472	0	82,542	5,526	0	0	
2008	9	5		85,900	31	15.000	4,859	301,431	0	81,041	4,859	0	0	
2008	10	6		85,011	31	15.000	3,829	220,249	0	81,182	3,829	0	0	
2008	11	5		82,940	30	15.000	2,707	140,016	0	80,233	2,707	0	0	
2008	12	5		81,953	30	15.000	1,721	59,784	0	80,232	1,721	0	0	
2009	1	5		80,425	31	15.000	761	-19,880	0	79,664	761	0	0	
2009	1	19			14	0.000	0	-19,880	0	0	0	-38	-38	

(別紙第2)

債務者				債権者				入力方式	年月日	過払利率			
				任意利率↓				借入合計	1,000,000	5%			
元本残高				-35,131				返済合計	1,071,200	過払利息			
年	月	日	借入金	返済金	日数	利率	発生利息	残元金	未払利息	元本充当	利息充当	合計	未払過払利息
2002	1	22	1,000,000		0			1,000,000				-35,131	
2002	3	6		284,400	43	15.000	17,671	733,271	0	266,729	17,671	0	0
2002	4	8		268,600	33	15.000	9,944	474,615	0	258,656	9,944	0	0
2002	5	8		262,000	30	15.000	5,851	218,466	0	256,149	5,851	0	0
2002	6	6		256,200	29	15.000	2,603	-35,131	0	253,597	2,603	0	0

## (別紙第3)

債務者		債権者		任意利率!		入力方式	年月日			過払利率	5%		
		株式会社SFCG(別紙2-2)				借入合計	4,000,000			過払利息	0		
元本残高		2,456				返済合計	4,390,287			合計	2,456		
年	月	日	借入金	返済金	日数	利率	発生利息	残元金	未払利息	元本充当	利息充当	過払利息	未払過払利息
2006	4	15	2,000,000		0			2,000,000					
2006	4	15		76,931	0	15.000	0	1,923,069	0	76,931	0	0	0
2006	4	15		27,000	0	15.000	0	1,896,069	0	27,000	0	0	0
2006	6	5		239,945	51	15.000	39,739	1,695,863	0	200,206	39,739	0	0
2006	7	5		236,690	30	15.000	20,907	1,480,080	0	215,783	20,907	0	0
2006	8	7		232,104	33	15.000	20,072	1,268,048	0	212,032	20,072	0	0
2006	9	5		226,630	29	15.000	15,112	1,056,530	0	211,518	15,112	0	0
2006	10	5		222,931	30	15.000	13,025	846,624	0	209,906	13,025	0	0
2006	11	6		217,753	32	15.000	11,133	640,004	0	206,620	11,133	0	0
2006	12	5		213,758	29	15.000	7,627	433,873	0	206,131	7,627	0	0
2007	1	5		209,172	31	15.000	5,527	230,228	0	203,645	5,527	0	0
2007	2	5		204,142	31	15.000	2,933	29,019	0	201,209	2,933	0	0
2007	3	5		200,000	28	15.000	333	-170,648	0	199,667	333	0	0
2007	3	12	2,000,000		7	0.000	0	1,829,189	0	0	0	-163	0
2007	3	12		81,369	0	15.000	0	1,747,820	0	81,369	0	0	0
2007	5	7		111,000	56	15.000	40,223	1,677,043	0	70,777	40,223	0	0
2007	6	5		108,100	29	15.000	19,986	1,588,929	0	88,114	19,986	0	0
2007	7	5		108,000	30	15.000	19,589	1,500,518	0	88,411	19,589	0	0
2007	8	6		106,414	32	15.000	19,732	1,413,836	0	86,682	19,732	0	0
2007	9	5		104,000	30	15.000	17,430	1,327,266	0	86,570	17,430	0	0
2007	10	5		103,356	30	15.000	16,363	1,240,273	0	86,993	16,363	0	0
2007	11	5		100,693	31	15.000	15,800	1,155,380	0	84,893	15,800	0	0
2007	12	5		100,300	30	15.000	14,244	1,069,324	0	86,056	14,244	0	0
2008	1	7		98,770	33	15.000	14,462	985,016	0	84,308	14,462	0	0
2008	2	5		95,268	29	15.000	11,707	901,455	0	83,561	11,707	0	0
2008	3	5		95,712	29	15.000	10,714	816,457	0	84,998	10,714	0	0
2008	4	7		93,300	33	15.000	11,042	734,199	0	82,258	11,042	0	0
2008	5	7		92,655	30	15.000	9,027	650,571	0	83,628	9,027	0	0
2008	6	5		90,400	29	15.000	7,732	567,903	0	82,668	7,732	0	0
2008	7	7		89,597	32	15.000	7,447	485,753	0	82,150	7,447	0	0
2008	8	5		88,068	29	15.000	5,773	403,458	0	82,295	5,773	0	0
2008	9	5		85,900	31	15.000	5,125	322,683	0	80,775	5,125	0	0
2008	10	6		85,011	31	15.000	4,099	241,771	0	80,912	4,099	0	0
2008	11	5		82,940	30	15.000	2,972	161,803	0	79,968	2,972	0	0
2008	12	5		81,953	30	15.000	1,989	81,839	0	79,964	1,989	0	0
2009	1	5		80,425	31	15.000	1,042	2,456	0	79,383	1,042	0	0
2009	1	19			14	15.000	14	2,456	14	0	0	0	0



これは 正本 である。

平成22年7月8日

呉簡易裁判所イ係

裁判所書記官 畦 田 さやか

